

3 取組内容

ブロックごとに、適正な規模の学校がバランスよく配置されるよう、以下の教育環境となることをめざして検討していきます。

小学校

クラス替えが可能な学年2学級以上（学校あたり12学級以上）

中学校

学校あたり原則2つ以上の小学校から進学

※ 学級あたりの最大人数は、小学1、2年生は35名、中学校含む小学校高学年以上は40名です。

【検討開始時期】

平成26年度から

【見直しの進め方】

答申で「課題解決に向け速やかに取組を進める必要があるもの」に分類されている2校を含む全小学校が適正配置対象校で、喫緊に取組が必要なA・Bブロックから検討をはじめます。

西側エリア（A・Bブロック）の見直しが完了次第、東側エリア（C・Dブロック）の見直しの検討をはじめます。

検討にあたっては、保護者をはじめ地域住民のみなさんと教育委員会事務局、区役所、学校が意見交換を行います。

<具体的な取組の流れ>



図2 ブロックごとの適正な学校規模の目安

(平成 25 年度の児童生徒数を基に算定)

西側エリア A ブロック

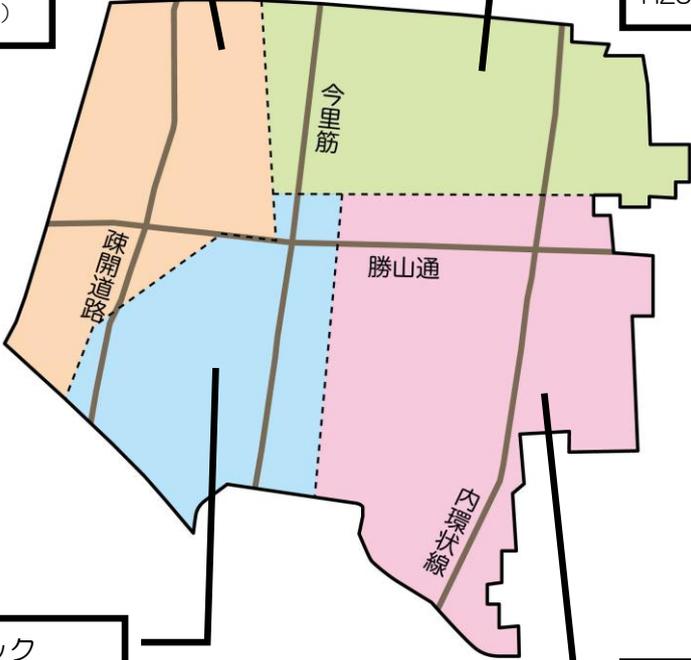
小学校数	5校(現在)	2校
各学年の人数等	1学級 28人	2学級 70人
中学校数	2校(現在)	1校
各学年の人数等	2学級 74人	4学級 147人

H25 小学校児童数 840 人
H25 中学校生徒数 441 人(概数)

東側エリア C ブロック

小学校数	4校(現在)	3校
各学年の人数等	2学級 49人	2学級 65人
中学校数	2校(現在)	1校
各学年の人数等	3学級 98人	5学級 197人

H25 小学校児童数 1,171 人
H25 中学校生徒数 590 人(概数)



西側エリア B ブロック

小学校数	6校(現在)	4校	3校
各学年の人数等	1学級 31人	2学級 47人	2学級 63人
中学校数	2校(現在)		
各学年の人数等	3学級 100人		

H25 小学校児童数 1,130 人
H25 中学校生徒数 605 人(概数)

東側エリア D ブロック

小学校数	4校(現在)	
各学年の人数等	2学級 72人	
中学校数	3校(現在)	2校
各学年の人数等	3学級 91人	4学級 137人

H25 小学校児童数 1,733 人
H25 中学校生徒数 820 人(概数)

* 中学校生徒数については、ひとつの小学校から複数の中学校へ分かれて進学する学校があるため、概数で算出。

よくある質問とその回答

Q1. なぜ学校配置の見直しが必要なのか？

大阪市学校適正配置審議会答申（平成 22 年）では、11 学級以下の小学校である小規模校について「学年によっては6年間クラス替えもできないことから、人間関係が固定化する傾向にある」「音楽の合唱や合奏、体育の集団競技などは困難な場合もあり、教育活動の幅が狭くなる」などの課題を指摘しており、12 学級以上の小学校を適正な学校規模と定義しています。

さらに「市政改革プラン」（平成 24 年）や「就学制度の改善について」（平成 24 年）、「大阪市教育振興基本計画」（平成 25 年）に基づき、生野区における小学校及び中学校の教育環境の抱える課題を解消するとともに、児童生徒や保護者のニーズに応え特色ある学校づくりを進め、学校教育を活性化し教育力を向上させ、よりよい教育環境を整えるために、当区の実情を踏まえた取組が必要であると考えています。

Q2. 「検討の基本となる4つのブロック」で示される小学校の進学先中学校は、同じブロック内の中学校に変更されるのか？

「検討の基本となる4つのブロック」は、学校配置の見直しを検討するうえで基本となる区域として分けたものです。

このブロックを単位に保護者をはじめ地域住民のみなさんと丁寧な意見交換を重ねたうえで、新たな学校配置や校区割りの具体案を決定していくこととしており、必ずしも当該ブロックが新たな校区となることを定めているものではありません。

なお、新たな校区を指定するまでは、現在の校区が適用されます。また、学校選択制が導入されても、住所地で指定される通学区域校には必ず進学できる制度となっています。

Q3. 中学校の配置の見直しの根拠となる考え方は何か？

中学校の規模に関しては、大阪市学校適正配置審議会答申（平成 22 年）で「中学校においても小規模校化が進行しており、小中学校の活性化という観点からも今後の大きな課題である」と考えられていると指摘されています。

小学校の7割が小規模校である生野区においては、小学校の適正配置を進めることによって、進学先となる中学校の規模や通学区域に及ぼす影響が非常に大きいことから、中学校の配置についても同時に検討していくべきであろうと考えています。

学校配置については、今後、保護者をはじめ地域住民のみなさんと丁寧な話し合いを重ね、具体案を決定していきます。

Q4. 統合にあたっての協議会はどのような構成員になるのか？

協議会は保護者をはじめ地域住民で構成されます。教育委員会事務局や区役所の担当課が窓口となり、学校関係者も交えて話し合いを進めていきます。